

平成六年政令第三百七十一号

政党助成法施行令

内閣は、政党助成法（平成六年法律第五号）第二十三条第七項、第二十六条、第三十三条第一項及び第八項から第十項まで、第四十一条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（政党の届出の特例等）

第一条 政党助成法（以下「法」という。）第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出については、当該届出に係る法第五条第一項第六号イに規定する前回の総選挙又は同号ハに規定する前回の通常選挙のすべての当選人について公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条第二項、第一百一条の二第二項、第一百一条の二の二第二項又は第一百条の三第二項の規定による告示（以下この条及び第十二条第一項において「当選人の告示」という。）がされた日が当該届出に係る基準日（法第五条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）又は選挙基準日（法第六条第一項に規定する選挙基準日をいう。第四条を除き、以下同じ。）の翌日から起算して五日を経過した日後である場合においては、法第五条第一項又は第六条第一項の規定にかかるらず、当該前の総選挙又は前回の通常選挙のすべての当選人について当選人の告示がされた日の翌日から起算して十日以内に届け出るものとする。

（二以上の選挙基準日が同一の月に属する場合における政党交付金の算定）

第二条 二以上の選挙基準日（法第五条第一項の規定により基準日とされるものを除く。）が同一の月（十二月を除く。）に属する場合における法第九条第三項及び第四項並びに第二十七条第一項の規定の適用については、法第九条第三項中「再算定額に当該再算定に係る選挙基準日の属する月の翌月から当該選挙基準日後に行われた総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日（以下この条及び第二十七条第一項において「再々算定日」という。）の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額（第二十七条第一項において「再算定額の月割総額」という。）と、当該再々算定日」とあるのは、「当該総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日（以下この条及び第二十七条第一項において「再々算定日」という。）と、法第二十七条第一項第三号中「再算定額の月割総額と、再々算定額」とあるのは「再々算定額」とする。

（政党の合併等に関する届出等）

第三条 法第二十三条第五項又は第二十四条第二項の規定により存続政党が提出することとされていいる合併に関する文書の写しとは、二以上の政党が合併を行う旨、当該合併に係る合併解散政党が解散することとしている日並びに当該存続政党及び合併解散政党の名称が記載された文書で当該存続政党の代表者及び当該合併解散政党の代表者の署名があるものの写しとする。

2 法第二十三条第五項又は第二十四条第二項の規定により新設政党が提出することとされている

合併に関する文書の写しとは、二以上の政党が合併を行う旨、当該合併に係る合併解散政党が解散することとしている日並びに当該存続政党の名称及び当該合併により設立することとされている政治団体の名称が記載された文書で当該合併解散政党の代表者の署名があるものの写しとする。

3 法第二十三条第五項又は第二十五条第二項の規定により分割政党が提出することとされている分割に関する文書の写しとは、当該分割に係る分割解散政党を分割する旨、当該分割解散政党が解散することとしている日、当該分割解散政党の名称及び当該分割解散政党に所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名並びに当該分割により設立することとされている政治団体の名称及び当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に当該分割政党の同条第三項に規定する所屬

（法第二十三条第七項の政令で定める額）

4 第四条 法第二十三条第七項の政令で定める額は、存続政党又は新設政党に係るものにあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とし、分割政党に係るものにあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に当該分割政党の同条第三項に規定する所屬

議員数を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党の同項に規定する所属議員数を合算した数で除して得た額とする。

一 その年分として当該合併解散政党又は分割解散政党に對して交付すべき政党交付金の額（以下この条において「交付予定額」という。）が法第九条第一項の規定により算定される場合

当該算定に係る同項に規定する基準額に法第二十三条第七項に規定する選挙基準日（次号及び第三号において単に「選挙基準日」という。）の属する月の翌月からその年の十二月までの月

数を乗じて得た額を十二で除して得た額

下この条において「交付予定額」という。）が法第九条第一項の規定により算定される場合

当該算定に係る同項に規定する基準額に法第二十三条第七項に規定する選挙基準日（次号及び第三号において単に「選挙基準日」という。）の属する月の翌月からその年の十二月までの月

数を乗じて得た額を十二で除して得た額

項	法第二十三条第三項から既交付金の額を控除した残額	当該分割解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第四項の規定により交付すべき政党交付金の額（当該合併及び分割に係る新設政党に対して第一項の規定により交付すべき政党交付金の額をいう。）	当該合併及び分割に係る合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十五条第二項の規定による新設政党に対する文書の写し	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十五条第四項の規定による分割解散政党の得票総数	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十五条第三項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第三項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第四項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第五項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第六項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第七項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第八項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十三条第九項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十四条第四項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	法第二十五条第一項の規定による合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政黨の支部の行われた合併及び分割に係る新設政党の得票総数をいう。）	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党	当該合併解散政党
項	（分割政党に係る選挙時所属議員数の特例）				
第六条	政党の分割が行われた場合において当該分割に係る各分割政党の選挙時所属議員数（法第二十五条第一項に規定する選挙時所属議員数をいう。以下この条において同じ。）がいずれも零であるときは、当該分割に係る分割政党の法第二十三条第三項に規定する所屬議員数を当該分割政党の選挙時所属議員数とみなして、法第二十五条第四項の規定を適用する。（政党交付金の交付の停止又は返還）				
第七条	法第二十三条第一項の規定に該当する政党（法第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対して総務大臣が法第三十三条第一項の規定によりその交付を停止し、又はその返還を命ずることができる政党交付金（法第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。以下第十条までにおいて同じ。）の額は、当該政党について、その年分として交付の決定（既にされた決定の変更を含む。以下この条において同じ。）を受けた政党交付金の額から交付の決定を受けるべきであつた政党交付金の額を控除して得た額とする。				

党に相当する政治団体又は分割政党に相当する政治団体である場合における当該他の合併又は分割

ロ イに掲げる合併又は分割に係る存続政党に相当する政治団体又は合併若しくは分割により解散する政党要件を満たす政治団体が当該合併又は分割前に行われた他の合併又は分割に係る存続政党に相当する政治団体若しくは新設政党に相当する政治団体又は分割政党に相当する政治団体である場合における当該他の合併又は分割

ハ ロの規定を順次適用した場合においてロに該当することとなる合併又は分割

二 関連分割政党に相当する政治団体 前号に規定する法施行前関連合併等に係る分割政党に相当する政治団体であつて同号イ又はロ（同号ハの規定により同号ロの規定を順次適用する場合を含む）における存続政党に相当する政党又は合併若しくは分割により解散する政党要件を満たす政治団体であるものをいう。

5 特定期間ににおいて二以上の政党要件を満たす政治団体の合併及び分割が併せて行われた場合は、当該合併及び分割が併せて行われた時においてこれにより解散したすべての政党要件を満たす政治団体が合併により解散し当該合併により設立された政治団体の分割が行われたものとみなして、法附則第四条第三項から第五項まで並びに第五条第五項及び前二項の規定を適用する。法附則第四条第一項又は第三項の規定により存続政党若しくは新設政党又は分割政党とみなされる政治団体が法第二十四条第二項又は第二十五条第二項の規定により文書を提出する場合においては、合併に関する自治省令で定める文書を法第二十四条第二項に規定する存続政党及び合併解散政党の間で合意された合併に関する文書の写し（新設政党にあつては、各合併解散政党間における合併に関する文書の写し）と、分割に関する自治省令で定める文書を法第二十五条第二項に規定する分割解散政党における分割に関する文書の写しとみなして、これらの規定を適用する。

附 則（平成七年一二月二〇日政令第四一九号）

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成一一年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一一年一二月二七日政令第五三六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（政党助成法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の政党助成法施行令第一条の規定の適用については、施行日の直

近において行われた参議院議員の通常選挙について公職選挙法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百十八号）による改正前の公職選挙法第一百一条の二第四項において準用する同条第二項の規定によりされた告示は、公職選挙法第一百一条の二の二第二項の規定による告示とみなす。2 前条の規定による改正後の政党助成法施行令第十二条第四項の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党（政党助成法第二条に規定する政党をいい、同法の規定の適用を受ける政治団体を含む。以下この項において同じ。）の得票総数の算定について適用し、施行日の前日までのその期日を公示された参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党の得票総数については、なお従前の例による。